

労働者保護ルールの見直しを求める意見書

上記の議案を提出する。

平成26年12月3日

提出者

24番 橋本 しげき

6番 西園寺 みきこ

12番 内山 さとこ

19番 斉藤 シンイチ

武蔵野市議会議長 与座 武 殿

労働者保護ルールの見直しを求める意見書

我が国の労働者は、その大多数が雇用関係のもとで働いている。この雇用労働者が安定的な雇用のもとで安心して働くことのできる環境を整備することが、デフレからの脱却、ひいては日本経済・社会の持続的な成長のために必要である。

現在、国においては、成長戦略の中で、「解雇の金銭解決制度」や「ホワイトカラー・イグゼンプション」の導入、「限定正社員」制度の普及、労働者派遣法の見直しなどといった、労働者を保護するルールの見直しなどの議論がなされているが、これらは雇用を不安定にし、国民生活の安定や経済の好循環に逆行する懸念がある。

また、国の議論は、労働者保護ルールそのものにとどまらず、労働政策に係る基本方針の策定のあり方にも及んでおり、労使の利害調整の枠を超えた総理主導の仕組みを創設することも提言されている。雇用・労働政策は、ILOの三者構成原則に基づき労働者代表委員、使用者代表委員、公益代表委員の三者で議論すべきであり、こうした提言は、国際標準から逸脱したものと言わざるを得ない。

よって、武蔵野市議会は、貴職に対し、労働者が安心して働くことができるよう、下記事項について要望する。

記

- 1 不当な解雇として裁判で勝訴しても企業が金銭さえ払えば職場復帰の道が閉ざされてしまう「解雇の金銭解決制度」及び長時間労働を誘発するおそれのある「ホワイトカラー・イグゼンプション」の導入や、解雇しやすい正社員をふやす懸念のある「限定正社員」制度の普及などは、労働者の意向を踏まえ、慎重に対応すること。
- 2 労働者派遣法の見直しは、低賃金や低処遇のままの派遣労働の拡大につながりかねないことから、より安定した直接雇用への誘導と処遇改善に向けた制度を整備すること。
- 3 雇用・労働政策に係る議論は、ILOの三者構成原則にのっとり行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月 日

武蔵野市議会議長 与 座 武

参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
経済再生担当大臣
内閣府特命担当大臣（規制改革）

あて